

食品接触材料安全センターメールマガジン No.76 (2023年12月上旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

2023年11月30日、厚労省は改正 PL 制度に係る省令、告示、通知を公布しました。

省令、告示

●厚生労働省令第149号 令和5年11月30日

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」と題され、改正 PL 制度の下運用される製造基準の改正内容を示しています。

●厚生労働省告示第324号 令和5年11月30日

令和2年4月28日告示第196号に基づき、2025年5月31日までの経過措置期間中に製造される器具・容器包装が、新たに2025年6月1日以降も使用できることを示しています。

通知

●食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和5年11月30日健生発1130第4号）
改正 PL 制度における新たな対象範囲を示しています。

●食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について（令和5年11月30日健生食基発1130第1号）

モノマーリストを示すとともに、そのリストの読み方を示しています。リストには管理番号がありませんが、改めて示されると聞いています。

●食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について（令和5年11月30日健生食基発1130第4号）

改正 PL 制度において運用される特段の定めの内容を示しています。

厚労省ホームページ

●器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報
ポジティブリスト制度について

●食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について（2025年5月31日まで）
重要なお知らせ 2023年11月30日掲載

●食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について（2025年6月1日以降）
重要なお知らせ 2023年11月30日掲載

改正 PL 制度が完全施行する 2025 年 6 月 1 日より前とそれ以降に分けて示しています。
2025 年 6 月 1 日以降のページには、PL（別表第 1）の全体版、第 1 表（基材）と第 2 表（添加剤）の分割版が掲載されています。ここで第 1 表（基材）には必須モノマーなどが掲載されていないので、厚生食基発 1130 第 1 号を参照する必要があります。また添加剤のリストには CAS 番号がありませんが、改めて示されると聞いています。

パブリック・コメント

●結果公示案件

「「食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の一部を改正する省令（案）」（食品用器具・容器包装関係）に関する意見募集の結果について」2023 年 11 月 30 日

製造基準（改正案）に対し提出された意見を 4 件に分類し、厚労省の考え方が示されています。

「「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件（案）」（食品用器具・容器包装関係）に関する意見募集の結果について」2023 年 11 月 30 日

PL（改正案）に対し提出された意見を 33 件に分類し、厚労省の考え方が示されています。

センターは PL 制度の最新情報を HP、メルマガ、会員説明会を通じタイムリーに提供していきます。今回の公布により新たに開始されるセンターの事業について、12 月 20 日会員説明会で紹介します。

■食品接触材料海外規制最新情報について

食品接触材料海外規制最新情報

この間、海外の食品接触材料分野に注目すべき動きが確認されています。今回は、2022 年 6 月 1 日タイ保健省告示第 435 号「プラスチック容器の規格基準」を紹介しましょう。ポイントはつぎのように整理されます。

●2005年タイ告示 No.295（2005）は、日本の食品衛生法、告示第 370 号器具・容器包装の規格基準に整合した内容で運用されてきた。この結果、国内で告示第 370 号の規格基準に適合して製造された器具・容器包装は、そのままタイに輸出できた。

●2022年6月1日タイ保健省は、告示 No. 435「プラスチック容器の規格基準」を公布し、これまでの食品用器具・容器包装の規格基準を改正した。日本の告示第 370 号の規格基準に整合していた告示 No.295（2005）の規格基準は、3年間の猶予期間の間（2025年5月31日まで）運用されるが、その後削除される（第 13 条、附属書 No.2）。

●猶予期間後は、附属書 No.1 のリスト 1～4 への準拠が求められる。

リスト	推定される根拠
1 総移行量制限	欧州プラスチック規則
2 重金属の移行の規格基準	欧州プラスチック規則（第 15 次改正）
3 一級芳香族アミンの規格基準	欧州 REACH 附属書 XVII 付録 8 エントリ 43
4 特定プラスチック容器の特定移行量制限の規格基準	欧州プラスチック規則

●併せて告示 No.435 は、附属書 No.1 のリスト 1 に掲載された 13 の樹脂（告示 No.295 の対象樹脂に相当）以外の樹脂を使用したプラスチック製容器には、タイ政府が指定する安全性評価結果レポートを提出しなければならないとした（第 7 条）。またマテリアルリサイクルで得られた再生樹脂を使用し食品とともに輸入されるプラスチック製容器についても、安全性評価結果レポートを提出しなければならないとした（第 8 条）。このレポートは輸出元の国或いは国が認める機関により作成できると解釈できる。

●これにより、タイへの器具・容器包装の輸出に係る事業環境は大きく変わったといえる。タイへの輸出事業に大きな影響が生じないよう、センターは猶予期間を念頭に置いて関連組織と連携し協力する。

詳細情報は JCII-FCM 安全衛生情報（2022年6月）に掲載されています。

■お知らせ

食品接触材料などに関する内外の動き

●厚生労働省は改正 PL 制度に係る省令、告示、通知を公布

官報

厚生労働省令第 149 号 令和 5 年 11 月 30 日

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

<https://kanpou.npb.go.jp/20231130/20231130g00251/20231130g002510040f.html>

法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130H0120.pdf>

厚生労働省告示第 324 号 令和 5 年 11 月 30 日

<https://kanpou.npb.go.jp/20231130/20231130g00251/20231130g002510086f.html>

法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H231130H0130.pdf>

通知

食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和 5 年 11 月 30 日健生発 1130 第 4 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001173618.pdf>

法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231204H0020.pdf>

食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について（令和 5 年 11 月 30 日健生食基発 1130 第 1 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001173354.pdf>

法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231204H0030.pdf>

食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 2 表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について（令和 5 年 11 月 30 日健生食基発 1130 第 4 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001173345.pdf>

法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231204H0040.pdf>

厚労省ホームページ

器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報

ポジティブリスト制度について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について（2025年5月31日まで）

重要なお知らせ 2023年11月30日掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について（2025年6月1日以降）

重要なお知らせ 2023年11月30日掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36419.html

別表第1（全体版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001173058.pdf>

別表第1（分割版）

第1表

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001173059.pdf>

第2表

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001173060.pdf>

パブリック・コメント

結果公示案件

「「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部を改正する省令（案）」（食品用器具・容器包装関係）に関する意見募集の結果について」2023年11月30日

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230106&Mode=1>

「「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件（案）」（食品用器具・容器包装関係）に関する意見募集の結果について」2023年11月30日

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230114&Mode=1>

●ChemLinked 「日本は食品接触材料に関する新たな政策を実施する」 2023年12月5日

<https://food.chemlinked.com/news/food-news/japan-to-implement-new-policy-on-food-contact-materials>

●食品安全委員会「PFOA（パーフルオロオクタン酸）及びPFOS（パーフルオロオクタンスルホン酸）に対する国際がん研究機関（IARC）の評価結果に関するQ&A」2023年12月5日

https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/pfoa_and_pfos_faq.html

●環境省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について」2023年11月28日

https://www.env.go.jp/press/press_02450.html

PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩を化審法一特に指定

●中国工業情報化部「強制国家基準『食品・化粧品の過剰包装制限要件』改正第2号（意見募集第2草案）に関し意見を公募」2023-11-29

https://www.miit.gov.cn/gzcy/yjzj/art/2023/art_18121fd4fc59446d858715c20786cb2d.html

●中国NHC「パラグアイ産ヒイラギの葉（マテ茶）など9種の“三種の新規食品”（注：食品、食品添加物、食品接触材料）の公告」2023年12月1日

<http://www.nhc.gov.cn/sps/s7892/202311/734de9d26bd441d9b15131dfacd3f253.shtml>

「パラグアイ産ヒイラギの葉（マテ茶）など9種の“三種の新規食品”の公告解説」2023年12月1日

<http://www.nhc.gov.cn/sps/s7892/202311/6e86b914ff3f477ab5205d37ef85cf7c.shtml>

●国家標準化管理委員会「GB/T 43282.1-2023 プラスチック - 海水にばく露されたプラスチック材料の好気性生物学的分解の測定 - パート 1: 二酸化炭素の放出を分析する方法の使用」2023年11月27日

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=0B4529DE1022FCAFE06397BE0A0A46CC>

「GB/T 43282.2-2023 プラスチック - 海水にばく露されたプラスチック材料の好気性生物学的分解の測定パート 2: 密閉型呼吸計における酸素要求量を測定する方法」2023年11月27日

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=0B4529DE0FDBFCAFE06397BE0A0A46CC>

「GB/T 43287-2023 プラスチック 実際の現場条件下での海洋環境におけるプラスチック材

料の崩壊度の測定」 2023 年 11 月 27 日

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=0B4529DE10C0FCAFE06397BE0A0A46CC>

「GB/T 43288-2023 プラスチック - 農業及び園芸用マルチフィルム用の土壌生分解性材料 - 生分解性、生態毒性、及び組成管理の要件と試験方法」 2023 年 11 月 27 日

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=0B4529DE10C1FCAFE06397BE0A0A46CC>

「GB/T 43289-2023 プラスチック - 実験室条件下で海洋環境にばく露されたマトリックス中のプラスチック材料の分解速度と崩壊度を測定するための試験方法」 2023 年 11 月 27 日

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=0B4529DE10C2FCAFE06397BE0A0A46CC>

●国家発展改革委員会「中国・欧州パートナー対話「グリーン発展の新たな勢いの形成」イベントが北京で開催され、国家発展改革委員会の李春林副主任が開会式に出席し、スピーチを行った。」 2023 年 12 月 5 日

https://www.ndrc.gov.cn/fzggw/wld/lichunlin/zyhd/202312/t20231205_1362443.html

●欧州委員会 DG DANTE「植物、動物、食品及び飼料に関する常設委員会毒物安全性セクション食品接触物質作業部会、配布資料」 2023 年 11 月 16～17 日

https://food.ec.europa.eu/document/download/107b10d7-f3b8-46b3-bb5b-7d231de2f154_en?filename=cs_fcm_wg_20231116_handout.pdf

●ECHA「ECHA は PVC 用添加剤及び微粒子(マイクロパーティクル)放出によるリスクを特定」 2023 年 11 月 28 日

<https://echa.europa.eu/-/echa-identifies-risks-from-pvc-additives-and-microparticle-releases>

「調査報告書」

https://echa.europa.eu/documents/10162/17233/rest_pvc_investigation_report_en.pdf/98134bd2-f26e-fa4f-8ae1-004d2a3a29b6?t=1701157368019

●欧州委員会消費者安全科学委員会 (SCCS)「二酸化チタン(TiO₂) (CAS/EC numbers 13463-67-7/236-675-5, 1317-70-0/215-280-1, 1317-80-2/215-282-2)に対する科学的アドバイス」 2023 年 12 月 5 日

<https://health.ec.europa.eu/publications/scientific-advice-titanium-dioxide-tio2-casec-numbers-13463-67-7236-675-5-1317-70-0215-280-1-1317-80-en>

●EFSA「使用済 PET を食品接触物質へリサイクルするため使用する VACUNITE (EREMA basic 及び Polymetrix SSP V-leaN)テクノロジーに基づく Rekis プロセスの安全性評価」

2023 年 11 月 24 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/8407>

「使用済 PET を食品接触物質へリサイクルするため使用する Vacunite (EREMA basic 及び Polymetrix SSP V-LeaN)テクノロジーに基づく Guangxi Wuzhou Guolong Recyclable プロセスの安全性評価」 2023 年 11 月 24 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/8405>

「使用済 PET を食品接触物質へリサイクルするため使用する VACUNITE (EREMA basic 及び Polymetrix SSP V-leaN)テクノロジーに基づく Intco Malaysia プロセスの安全性評価」

2023 年 11 月 24 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/8404>

「使用済 PET を食品接触物質へリサイクルするため使用する Buhler テクノロジーに基づく INCOM RESOURCES RECOVERY (TIANJIN)プロセスの安全性評価」 2023 年 11 月 27 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/8403>

●EFSA「実際のサンプルにおけるプラスチックポリエステルのオリゴマーの規定とそれらの生体影響」 2023 年 11 月 30 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/e211008>

「食品接触物質（注：BPA）のリスク評価」 2023 年 11 月 30 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/e211015>

●UKCOT「ビスフェノール A：オランダ国立公衆衛生環境研究所（RIVM）、BPA パート 2」 2023 年 12 月 1 日

[https://cot.food.gov.uk/Bisphenol%20A:%20The%20Dutch%20National%20Institute%20for%20Public%20Health%20and%20the%20Environment%20\(RIVM\),%20BPA%20Part%202](https://cot.food.gov.uk/Bisphenol%20A:%20The%20Dutch%20National%20Institute%20for%20Public%20Health%20and%20the%20Environment%20(RIVM),%20BPA%20Part%202)

●IARC「第 135 巻：パーフルオロオクタン酸及びパーフルオロオクタンスルホン酸」 2023 年 12 月 1 日

<https://monographs.iarc.who.int/news-events/volume-135-perfluorooctanoic-acid-and-perfluorooctanesulfonic-acid/>

「IARC モノグラフはパーフルオロオクタン酸(PFOA)及びパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を評価 Q&A」

<https://www.iarc.who.int/faq/iarc-monographs-evaluate-the-carcinogenicity-of-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctanesulfonic-acid-pfos/>

●米国上院議員 ED Markey 「感謝祭を目前に、マーキー上院議員とブッカー上院議員が食品の安全性を改善し、FDA の責任を問う法案を発表」 2023 年 11 月 21 日

<https://www.markey.senate.gov/news/press-releases/with-thanksgiving-right-around-the-corner-senators-markey-and-booker-announce-legislation-to-improve-food-safety-and-hold-fda-accountable>

GRAS を全て FDA による評価対象とする。

●EPA 「EPA はプラスチック容器から農薬その他の製品に浸出する PFAS から人々を守る対策を起こす」 2023 年 12 月 1 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-action-protect-people-pfas-leach-plastic-containers-pesticides-and-other>

●WHO 「FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) 第 97 回会合 (ある種の食品添加物の安全性評価) 2023 年 10 月 31 日～11 月 9 日」

https://cdn.who.int/media/docs/default-source/food-safety/jecfa/summary-and-conclusions/jecfa97-summary-and-conclusions.pdf?sfvrsn=1b8eeced_5&download=true

「二酸化チタン放出リスクの食品添加物のリスク評価に係る FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会」 2023 年 11 月 24 日

<https://www.who.int/publications/m/item/jecfa-risk-assessment-of-titanium-dioxide-risk-released-background-information>

●国連 INC-3 「UNEP/PP/INC.3/INF/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段を開発する政府間交渉委員会第 3 回会期参加者リスト」 2023 年 11 月 28 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/44167/INC3ListofParticipants.pdf>

●INC-3 会期内文書「コンタクトグループ 2 - 共同進行役による改訂ゼロドラフトテキストにありうる動向の完全な編集 - 最終版」 2023 年 11 月 19 日 (改訂ゼロドラフトに係る)

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwedocs.unep.org%2Fbitstream%2Fhandle%2F20.500.11822%2F44088%2FCG2ZeroDraftCompilation.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

「コンタクトグループ 2 - 共同進行役によるメンバーの提案にありうる完全な編纂」 2023 年 11 月 19 日

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwedocs.unep.org%2Fbitstream%2Fhandle%2F20.500.11822%2F44087%2FCG2MergersCompilation.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

●INC-3 書面による声明 国家グループを代表しての声明

項目 4・海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段の策定

HAC「INC-3 に関する HAC 加盟国の閣僚共同声明」

<https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/hac.pdf>

●WTO「プラスチック汚染対話は MC13 声明草案で更に前進」2023 年 11 月 23 日

https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/ppesp_23nov23_e.htm

●貿易環境 SDG フォーラム (TESS) 「問題のある及び回避すべきプラスチックに関する貿易関連協力のオプション： シングルユースプラスチックに関する既存の経験に基づき策定」

2023 年 11 月 14 日

<https://tessforum.org/latest/options-for-trade-related-cooperation-on-problematic-and-avoidable-plastics-building-on-existing-experiences-with-single-use-plastics>

「問題のある及び回避すべきプラスチックに関する貿易関連協力のオプション： シングルユースプラスチックに関する既存の経験に基づき策定」

[https://cdn2.assets-servd.host/lyrical-](https://cdn2.assets-servd.host/lyrical-cormorant/production/assets/images/Publications/TESS-Policy-Paper-Trade-Related-Cooperation-on-Single-Use-Plastics.pdf?dm=1700660892)

[cormorant/production/assets/images/Publications/TESS-Policy-Paper-Trade-Related-Cooperation-on-Single-Use-Plastics.pdf?dm=1700660892](https://cdn2.assets-servd.host/lyrical-cormorant/production/assets/images/Publications/TESS-Policy-Paper-Trade-Related-Cooperation-on-Single-Use-Plastics.pdf?dm=1700660892)

WTO の立場で作成されている。

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

HP の整備に伴い、下記 URL の一部を変更しましたので、ご確認ください！

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしました。メールマガジンはその後、非会員を含めた情報ツールとなりました。隔週ごとの発刊が一定のテンポで進み、発刊数も増え、広く知られる状況になったと考えます。これにより、従来会員の窓口の方に HP への掲載を都度お知らせしてきましたが、このお知らせを終了させて頂くことにしましたのでご了承ください。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/pages/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>

－ JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。(<https://www.jcii.or.jp/pages/9/>)

－ 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/pages/65/>